

屋外広告業登録提出書類

書類の名称（様式番号）		申請者の区分		備考	根拠条項
		個人	法人		
登録申請書（別記様式第9号）		○	○		条例第29条第1項
誓約書（別記様式第10号）		○	○	登録申請者が誓約する	条例第29条第2項
住民票の写し	申請者	○	—	住民票は、6ヶ月以内に発行されたものに限る。本籍地、マイナンバーの記載は不要	規則第19条第2項第4号
	法人役員（全員必要）	—	○		規則第19条第2項第3号
	業務主任者	○	○		規則第19条第2項第5号
登記事項証明書（履歴事項全部証明書／登記簿謄本）		—	○	登記事項証明書は、6ヶ月以内に発行されたものに限る	規則第19条第2項第3号
略歴書（別記様式第11号）	申請者	○	—	法人の場合、会社の略歴書も必要 （注）	規則第19条第2項第2号
	法人役員	—	○		
業務主任者となる資格を証する書面の写し		○	○		規則第19条第2項第1項

（注）略歴書については、法人の場合、法人（会社自身）と法人の役員全員のものを作成してください。

※申請者が未成年である場合は、法定代理人について以下の書類が必要です。

法定代理人が個人である場合⇒住民票の写し

法定代理人が法人である場合⇒役員全員分の住民票の写し、法人の登記事項証明書

※登録事項に変更があった場合は、**屋外広告業登録事項変更届出書（別記様式第12号）**を変更のあった日から30日以内に提出してください。

また、屋外広告業を廃業・廃止した場合は、**屋外広告業廃業等届出書（別記様式第13号）**を30日以内に提出してください。

※登録審査手数料は、**新規・更新とも1件につき 10,000円（有効期間5年間）**です。

※手数料については、**書類審査後に納付書を発行いたしますので、納付書に記載の納入場所にて納入してください。**

※郵送の場合は返信用封筒を2通『定形郵便（納付書送付用）、定形外郵便（登録通知書及び登録簿送付用）』それぞれに切手を貼付し、送付先の宛先並びに担当者氏名、連絡先等を記入してください。

申請書は天津市ホームページからダウンロードできます。

天津市役所ホームページ（<https://www.city.otsu.lg.jp>）

ホーム>事業者の方へ>申請書ダウンロード>建築・開発

>天津市屋外広告物条例に係る申請書等について

申請先：〒520-8575 天津市御陵町3番1号
 天津市 都市計画部 都市計画課
 電話：077-528-2956